

会員事業者の資金調達に係る信用保証助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証により、金融機関から新たに融資を受ける場合に支払う保証料の一部を助成することとし、事業者の企業経営の安定を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(用 語)

第3条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「金融機関」とは、保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
2. 「融資」とは、事業者が金融機関から受ける運転資金等のための融資をいう。
3. 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算出され、事業者から保証協会に支払われた保証料をいう。
4. 「一般保証」（以下「一般」という。）とは、事業経営上必要な運転資金及び設備資金への融資に対する保証で、5. 「セーフティネット保証」以外をいう。
5. 「セーフティネット保証」（以下「セーフティ」という。）とは、市町村長から業況の悪化している業種として「特定中小企業者」の認定を受けて行う融資に対する保証をいう。

(助成対象)

第4条 助成対象は、平成28年3月1日から平成29年2月末日までに、保証協会の保証により新たに金融機関から融資を受け、保証協会に保証料の支払いを完了したものである。

(助成金額及び助成上限金額)

第5条 助成金額は保証料総額の1/2とし、1事業者当り「一般」「セーフティ」それぞれ200,000円を上限とする。
但し、200,000円に満たない場合は年度内であれば再申請することができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「平成28年度信用保証協会保証料助成実績報告書」により、平成28年12月末日までに申請を行うものとする。

但し、当該年度の予算に達しなかった場合、予算の範囲内で延長し、平成29年3月3日を最終期限とする。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、原則として予算の範囲内で助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返納)

第8条 当該助成金の交付を受けた事業者で、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会にその旨を報告し、返還額に相当する助成金の返還を行わなければならない。

2. 千ト協は事業者の交付申請等の内容が不適当な場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた事業者は、千ト協が必要と認めた場合には、「輸送量に係る実態調査」の定期報告等を行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成13年4月1日に遡り実施し、同日以降の保証料支払い分から適用する。

(一部改正) 本要綱は、平成14年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成15年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成16年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成17年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成18年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成19年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成20年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成25年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年4月1日より実施する。

【別表】申請日別助成金交付日

申請日	交付日
4月～9月	当該年度 11月末
10月～12月	当該年度 2月末
1月	当該年度 3月末
2月～3月	翌年度 5月末